

徴 徴 第 46 号
令和2年3月26日

石川県小売酒販組合連合会
会 長 手塚 清明 殿

金沢国税局 徴収部
徴収課長 牧野 英雄



**新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する
猶予制度の周知のお願い**

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う各種イベントの中止・延期、観光客の減少などにより、売上が著しく低下して、納税資金の捻出が困難な納税者が増加することが懸念されます。このため、国税当局といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者の方向けに、猶予制度の周知のリーフレットを作成し、これまで以上に猶予制度に関する周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴会（又は貴支部）のホームページに下記URLを掲載するほか、リーフレットを窓口に設置するなどして、会員の皆様にも御周知賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf